

番号	1
項目	第 10 期介護保険事業計画では第 9 期介護保険事業計画より介護保険料を下げること
<p>(回答)</p> <p>介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるために創設された社会保険制度であり、その財源は 50%の公費負担と 50%の保険料負担により制度設計されており、受益と負担の関係から、多くの方がサービスを利用されれば、保険料も上がる仕組みとなっております。</p> <p>本市では、これまで介護予防に関する講座や教室の開催、地域の方が主体的に開催される介護予防のための活動支援等、さまざまな介護予防事業に取り組んできました。</p> <p>このような状況の中、今後ますます長寿化が進展し、要介護認定率の上昇が見込まれることを踏まえ、高齢者がいきいきと暮らし続けられるよう、令和 7 年 4 月より、「すこやかに、かigo予防で、いい人生」の頭文字を取った「"すかい"プロジェクト」を開始し、介護予防の更なる推進に向けて、これまであまり関心がなかった人等に対し、「知る」「始めてみる」「楽しむ」「広げる」の 4 つの柱で、介護予防事業の取組みを推進しています。</p> <p>また、利用者が適切なサービスを受けることができるように、ケアプラン点検などの介護サービスの適正化に取り組んでおります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理）電話：06-6208-8028 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導）電話：06-6241-6310 福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9957

番号	2										
項目	<p>介護支援専門員の負担軽減及び処遇改善を実施すること</p> <p>①介護支援専門員が行う記録義務の簡素化</p> <p>②情報連携のICT利用の積極的推進</p>										
<p>(回答)</p> <p>居宅介護支援事業所は、国の基準において、居宅サービス計画書などの利用者へのサービス提供に関する記録を整備しなければならない旨、定められています。</p> <p>主に紙で行われている介護サービス提供事業所とのやり取りについて、国がその事務負担の軽減を図るため、令和5年度より「ケアプランデータ連携システム」を導入し、居宅介護支援事業所と介護サービス提供事業所が、計画データをシステム上で連携できるようになりました。</p> <p>引き続き当該システムの導入促進に向け、必要な周知を行ってまいります。</p> <p>なお、令和8年3月18日時点で、 「ケアプランデータ連携システム」と同等の機能とセキュリティを有するシステムとして、 下記のものが認められています。</p> <table border="1" data-bbox="236 1270 1279 1756"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 1270 860 1321">システム名称／作成会社</th> <th data-bbox="860 1270 1279 1321">認可日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 1321 860 1417">カナミッククラウドサービス ／株式会社カナミックネットワーク</td> <td data-bbox="860 1321 1279 1417">令和7年2月7日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1417 860 1514">ケアプランデータ連携サービス ／株式会社富士通四国インフォテック</td> <td data-bbox="860 1417 1279 1514">令和7年8月22日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1514 860 1612">「でん伝虫」データ連携サービス ／株式会社コンダクト</td> <td data-bbox="860 1514 1279 1612">令和7年8月22日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1612 860 1756">まめネット ケアプラン交換サービス ／特定非営利活動法人しまね医療情報ネットワーク協会</td> <td data-bbox="860 1612 1279 1756">令和7年12月26日</td> </tr> </tbody> </table>		システム名称／作成会社	認可日	カナミッククラウドサービス ／株式会社カナミックネットワーク	令和7年2月7日	ケアプランデータ連携サービス ／株式会社富士通四国インフォテック	令和7年8月22日	「でん伝虫」データ連携サービス ／株式会社コンダクト	令和7年8月22日	まめネット ケアプラン交換サービス ／特定非営利活動法人しまね医療情報ネットワーク協会	令和7年12月26日
システム名称／作成会社	認可日										
カナミッククラウドサービス ／株式会社カナミックネットワーク	令和7年2月7日										
ケアプランデータ連携サービス ／株式会社富士通四国インフォテック	令和7年8月22日										
「でん伝虫」データ連携サービス ／株式会社コンダクト	令和7年8月22日										
まめネット ケアプラン交換サービス ／特定非営利活動法人しまね医療情報ネットワーク協会	令和7年12月26日										
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導）電話：06-6241-6310										

番号	2
項目	<p>介護支援専門員の負担軽減及び処遇改善を実施すること ③一人暮らし等の生活支援サービスの充実</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、在宅で生活する高齢者に対する見守り活動の一環として、生活支援型食事サービスや緊急通報システム事業等を実施しています。</p> <p>また、介護予防ポイント事業の在宅活動などの生活支援事業にも取り組んでおります。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060</p>

番号	2
項目	<p>介護支援専門員の負担軽減及び処遇改善を実施すること</p> <p>④30日以内に要支援・要介護認定の認定決定を行うこと</p>
<p>(回答)</p> <p>要介護認定申請に対する処分は、介護保険法第27条に基づき当該申請を受理してから30日以内に行う必要があり、また、その遵守に向けた注力は保険者としての務めであると考えております。</p> <p>本市におきましては、申請受領後結果が出るまでの期間の短縮のため、要介護・要支援認定事務を委託している事業者に対し、申請受領後速やかに調査依頼及び意見書作成依頼を行うとともに、依頼後15日を経過しても回答がない場合には速やかに督促を行うなど、進捗管理の徹底を指示しています。</p> <p>認定調査業務の委託事業者については、これまで大阪市社会福祉協議会にのみ認定調査の委託を行っていましたが、令和3年度から、新たな法人にも参入いただくなど、調査体制の強化を図ってきております。</p> <p>引き続き法定期間で適正な要介護認定を行うよう取り組んでまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（認定グループ） 電話：06-4392-1727

番号	2
項目	<p>介護支援専門員の負担軽減及び処遇改善を実施すること</p> <p>⑤地域包括支援センター毎に異なる事務手続きを大阪市内で統一すること</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では地域包括支援センターを 66 か所設置しており、具体的な運営方針、目標、業務内容の設定を行うとともに、標準的な運用マニュアル等を作成し、事務手続きの統一を図っているところです。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060</p>

番号	3
項目	<p>大阪市独自の介護支援専門員の処遇改善を実施すること</p> <p>a.居住支援特別手当の補助</p> <p>b.潜在ケアマネの再就業支援・奨励金</p> <p>c.ケアマネ再就職等支援事業</p> <p>d.事務職員雇用の補助による間接的支援</p>
<p>(回答)</p> <p>介護保険制度は、全国一律の制度であり、介護支援専門員を含めた介護労働者の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定により対応するべきものであることから、本市として指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対して引き続き要望を行ってまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理）電話：06-6208-8028</p> <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導）電話：06-6241-6310</p>

番号	4	
項目	<p>居宅介護支援事業所に対する大阪市独自の物価高騰支援を実施すること</p> <p>【具体的要望項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業所を「物価高騰支援金」の対象に加えること。</li> <li>・支給された支援金の使途について、車両購入・維持、事務経費等、事業運営に関わる諸経費に幅広く充当できるよう柔軟性を認めること。</li> <li>・煩雑な領収書提出などを簡素化し、迅速に事業資金として活用できる仕組みとすること。</li> </ul>	
	<p>(回答)</p> <p>大阪市では、物価高騰の長期化により社会福祉施設等の支出が増大していることや、公定価格で運営する施設等は利用者へ価格転嫁が困難であるなど、社会福祉施設等がその影響を強く受けている状況を踏まえ、令和5年度・6年度に引き続き、令和7年度も国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、実施したところです。</p> <p>一方で、大阪府においては、光熱費等の高騰による影響を受ける社会福祉施設等の負担軽減を図るため、「社会福祉施設等光熱費高騰対策支援事業」を実施しています。</p> <p>このため、大阪市の支援は大阪府の支援との役割分担を踏まえ、光熱費を除く物価高騰の影響部分を対象として支援を行うこととしています。</p> <p>居宅介護支援事業所を含む訪問系事業所については、物価高騰の影響のうち電気・ガス等の光熱費が占める割合が比較的大きいと考えられるところ、当該光熱費部分については大阪府の支援対象となることから、居宅介護支援事業所を本市の支援対象としておりません。</p> <p>いただいたご要望につきましては、今後の参考とさせていただくとともに、引き続き、物価の変動状況や国・大阪府の動向を注視してまいります。</p>	
担当	福祉局高齢者施策部高齢福祉課	電話： 06-6208-8026